

第16章 水 道

1 上 水 道

2 下 水 道

3 農 業 集 落 排 水

1 上 水 道

(1) 上水道事業の概要

本市の水道は大正6年に市議会で水道布設建設案が採択され、昭和2年1月に水源を旧利根川の河床である敷島公園内に求めて工事に着手し、昭和4年月市民待望の給水を開始した。その後、市政の発展や相次ぐ町村合併によって市域が10倍にも広がったことにより、水需要も急速に増加した。

このため、昭和31年度から第一次拡張事業に着手し、敷島水源を拡充、合併地区である東南部への給水区域の拡大を図るとともに、合併地区に水源を井戸に求めた簡易水道を建設する方針で、32年に江木地区、33年に総社地区、36年に田口地区とそれぞれ給水を開始した。また、合併により引き継いだ元総社の水源を拡充し、東地区に配水管を布設した。その後、37年に清里地区、39年に芳賀地区を完了するに至って、配水管網は全市域に及んだ。

昭和37年度から第二次拡張事業に着手し、水需要の増大と新たに合併した駒形地区に給水するための事業を実施するとともに、総社簡易水道を拡充統合して西部上水道とした。

昭和39年度から第三次拡張事業に着手し、野中浄水場の建設と西部上水道をはじめ、各簡易水道の連絡統合を図り上水道区域に編入した。

昭和47年度から第四次拡張事業に着手し、年次計画に基づいて、各浄水場の施設の拡充と配水管網の整備を実施した。

昭和56年度から第五次拡張事業に着手し、泉沢浄水場及び金丸浄水場の拡張整備、58年度から県央第一水道の受水を開始した。平成元年度に遠方監視制御装置を設置した。

平成5年度から第六次拡張事業に着手し、県央第二水道の受水に向け施設建設を進め、10年度に嶺及び荻窪、11年度に富田、12年度に小坂子の新規受水場で受水を開始した。また、16年度に利根川西地区で県一清里前原受水場、17年度に田口地区で田口第一高区配水池、18年度に田口第二高区配水池を供用開始した。

平成20年度から第七次拡張事業に着手し、合併地区を含めた施設管理の一元化を図るため、遠方監視設備更新工事を行い平成20年度に完成した。また、合併地区の給水拠点として、平成20年度に東金丸第2浄水場配水池、22年度に東金丸第1浄水場配水池、24年度に稲里浄水場配水池、25年度に柏倉堀久保浄水場配水池を供用開始し、25年度に堀久保浄水場から東金丸第二浄水場への連絡管整備が完了した。さらに、第七次拡張事業第一回変更として変更認可を受け、中之沢3号水源を新設し、大洞簡易水道、三夜沢簡易水道及び湯之沢小水道を水道事業に統合し、拡張事業を完了した。

管路整備については、平成25年度から、市街地を中心に残されている老朽鋳鉄管の布設替えを行う経年管整備事業に着手し、30年度に概ね完了した。令和元年度から、市街地を中心に残されている鉛製給水管について多く接続されている配水管を抽出し布設替えを行う整備事業に着手し、令和8年度に完了を予定している。同じく令和元年度から、災害時に拠点となる重要給水施設への管路耐震化整備事業に着手し、令和7年度に完了したが、能登半島地震を教訓とした上下水道耐震化計画の策定により重要給水施設を増やし、令和19年度を目標に整備事業を進めている。

施設整備については、令和元年度から、基幹浄水場である敷島浄水場の更新事業に着手し、令和11年度に完了を予定している。その他、令和6年度には上柴配水場を整備・供用開始、令和7年度には中之沢浄水場を更新・供用開始、令和8年度より清里浄水場の移転更新に着手し、令和10年度に完了を予定している。

前橋市北西部に位置する施設の再編事業について、令和5年度に基本計画を策定、令和7年度に基本設計を策定し、県央水道増量に伴う整備完了を令和12年度としている。これら施設更新や再編事業に伴い浄水方法の変更が伴うため、令和7年度末に変更認可を受け、令和8年度より事業に着手している。

水道施設・管路の更新及び災害への備えに対応するため、令和4年度から段階的に水道料金の改定を行うこととし、令和7年4月1日より2段階目の改定を実施した。

今後も施設更新事業と管路更新率向上等の更新投資が増大するため、経営戦略と一体化した「前橋市水道ビジョン（経営戦略）2026」を令和7年度に策定し、持続可能な水道事業の実施に向けて取り組んでいる。

(2) 水道の需要状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	328,996 人	328,063 人	326,186 人
給水人口	328,534 人	327,613 人	325,702 人
普及率	99.9 %	99.9 %	99.9 %
総世帯数	155,501 世帯	157,333 世帯	158,508 世帯
給水世帯数	155,172 世帯	157,026 世帯	158,182 世帯
給水量	47,950,880 m ³	47,693,637 m ³	46,835,474 m ³
1日最大給水量	138,103 m ³	140,362 m ³	135,406 m ³
1日平均給水量	131,013 m ³	130,667 m ³	128,316 m ³
1人1日平均給水量	399 ℓ	399 ℓ	394 ℓ
有収水量	37,799,446 m ³	37,373,545 m ³	37,102,919 m ³
有収率	78.83 %	78.36 %	79.22 %

※ 平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正により、平成24年度から世帯数に外国人住民を含む。

(3) 水道料金

(令和7年4月施行)

種別	用途別	基 本 料 金		従 量 料 金					
専用給水装置	一般用	13 mm	970 円	8m ³ まで 基本料金	8m ³ 超 ～30m ³	30m ³ 超 ～50m ³	50m ³ 超 ～300m ³	300m ³ 超 ～3,000m ³	3,000m ³ 超
		20 mm	1,105 円						
		25 mm	1,140 円						
		30 mm	1,300 円	8m ³ まで 1m ³ につき 40円					
		40 mm	1,800 円						
		50 mm	3,600 円						
		75 mm	13,000 円						
		100 mm	17,000 円						
		150 mm	47,000 円						
	浴場 業用	20 mm	4,900 円	100m ³ まで基本料金 100m ³ を超えるものは1 m ³ につき 58円					
		25 mm	4,920 円						
		30 mm	5,020 円						
		40 mm	5,260 円						
		50 mm	6,150 円						
		75 mm	6,570 円						
		100 mm	7,360 円						
		150 mm	9,950 円						
	臨時用	—		1m ³ につき 277円					
私 設 消火栓	演習用	一栓10分につき 1,980円							
	火災時 使 用	無 料							
畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用	1 アール（1 アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき28円							

※ 料金は、使用期間1か月につき基本料金及び従量料金の合計額（隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の合計額）に100分の110を乗じて得た金額とする。

(4) 水道料金の調定

年 度	件 数	調 定 金 額
令和5年度	992,009 件	6,384,406,800 円
令和6年度	998,856 件	6,318,292,843 円
令和7年度	1,005,890 件	6,493,025,776 円

※ 令和2年度より畑地かんがい分を含む。

※ 令和7年4月より料金改定

(5) 水道加入金

(昭59.4施行)

メ ー タ ー 口 径	加 入 金 の 額
1 3 ミリメートル	36,000 円
2 0 "	100,000 円
2 5 "	162,000 円
3 0 "	247,000 円
4 0 "	500,000 円
5 0 "	760,000 円
7 5 "	1,903,000 円
1 0 0 "	3,280,000 円
1 5 0 " 以上	管理者が別に定める

※ 加入金は、上記に定める額に100分の110を乗じて得た金額とする。

※ 30ミリメートルの加入金は平成16年12月5日から施行した。

(6) 水道施設

(令和7年度)

施 設 名	1 日 平均配水量	1 日 最大配水量
敷 島 浄 水 場	20,615 m ³	24,361 m ³
野 中 浄 水 場 ほ か	7,563 m ³	9,959 m ³
泉 沢 配 水 場	3,616 m ³	4,076 m ³
清 里 浄 水 場	453 m ³	677 m ³
総 社 水 系	5,158 m ³	6,071 m ³
上 細 井 配 水 場	17,296 m ³	18,221 m ³
田 口 水 系	7,265 m ³	8,006 m ³
金 丸 水 系	261 m ³	397 m ³
芳 賀 水 系 ほ か	5,988 m ³	6,668 m ³
荻 窪 配 水 場	1,754 m ³	1,977 m ³
青 梨 子 受 水 場	717 m ³	949 m ³
大 利 根 幹 線	27,681 m ³	28,652 m ³
大 渡 幹 線	5,288 m ³	7,530 m ³
東 金 丸 第 1 浄 水 場	379 m ³	764 m ³
東 金 丸 第 2 浄 水 場	545 m ³	633 m ³
滝 窪 浄 水 場	789 m ³	894 m ³
横 沢 配 水 場	626 m ³	710 m ³
堀 越 第 1 配 水 場	3,048 m ³	3,392 m ³
堀 越 第 2 配 水 場	2,333 m ³	2,608 m ³
二 本 木 浄 水 場	42 m ³	67 m ³
堀 久 保 浄 水 場	369 m ³	507 m ³
柏 倉 浄 水 場	326 m ³	481 m ³

施 設 名	1 日平均配水量	1 日最大配水量
大 脇 配 水 場	321 m ³	466 m ³
苗 ケ 島 原 配 水 場	573 m ³	1,163 m ³
苗 ケ 島 配 水 場	644 m ³	826 m ³
鼻 毛 石 受 水 場	1,757 m ³	2,018 m ³
湯 之 沢 浄 水 場	27 m ³	63 m ³
中 之 沢 浄 水 場	335 m ³	521 m ³
室 沢 浄 水 場	621 m ³	802 m ³
月 田 浄 水 場	920 m ³	1,087 m ³
稲 里 浄 水 場	2,005 m ³	2,273 m ³
西 大 河 原 浄 水 場	106 m ³	162 m ³
竜 ノ 口 浄 水 場	100 m ³	296 m ³
赤 城 山 受 水 場	1,219 m ³	1,372 m ³
上 柴 配 水 場	1,364 m ³	1,612 m ³
芦 ケ 関 浄 水 場	853 m ³	1,141 m ³
横 阿 内 浄 水 場	521 m ³	618 m ³
八 幡 配 水 場	1,275 m ³	1,505 m ³
大 松 山 浄 水 場	889 m ³	979 m ³
沼 の 窪 浄 水 場	48 m ³	175 m ³
上 西 峰 浄 水 場	276 m ³	332 m ³
石 井 配 水 場	345 m ³	393 m ³
田 島 浄 水 場	1,538 m ³	1,955 m ³
山 口 浄 水 場	179 m ³	284 m ³
米 野 配 水 場	225 m ³	298 m ³
大 洞 浄 水 場	67 m ³	153 m ³

※ 野中浄水場ほか・泉沢配水場・総社水系・上細井配水場・田口水系・芳賀水系ほか・荻窪配水場・
 滝窪浄水場・横沢配水場・堀越第1配水場・堀越第2配水場・柏倉浄水場・大脇配水場・鼻毛石受水場・
 室沢浄水場・月田浄水場・稲里浄水場・赤城山受水場・上柴配水場・芦ヶ関浄水場・横阿内浄水場・
 八幡配水場・大松山浄水場・田島浄水場では県央水を含む。

※ 野中浄水場ほか = 野中浄水場・東片貝浄水場の合計

※ 総 社 水 系 = 総社浄水場・青梨子受水場総社水系配水の合計

※ 田 口 水 系 = 田口浄水場低区配水・田口第1高区配水場・田口第2高区配水場の合計

※ 金 丸 水 系 = 金丸第1浄水場・金丸第2浄水場の合計

※ 芳 賀 水 系 ほか = 芳賀浄水場・小坂子浄水場・荻窪受水場・高花台配水場の合計

(7) 県央水道受水施設

(令和7年度)

受 水 場		受水開始年月日	能力(1日最大契約受水量)	実績(1日平均受水量)
県 一	青 梨 子 受 水 場	昭 5 8 . 4 . 1	68,400 m ³	51,300 m ³
	清 里 前 原 受 水 場	平 1 6 . 8 . 1		
県 二	富 田 受 水 場	平 1 1 . 6 . 1	26,913 m ³	22,040 m ³
	小 坂 子 受 水 地 点	平 1 2 . 4 . 1		
	荻 窪 受 水 場	平 1 0 . 6 . 1		
	嶺 受 水 場	平 1 0 . 6 . 1		
	堀 越 受 水 場	平 1 2 . 4 . 1		
	柏 倉 受 水 地 点	平 1 3 . 4 . 1		
	鼻 毛 石 受 水 場	平 1 3 . 4 . 1		
	室 沢 受 水 地 点	平 1 3 . 4 . 1		
	赤 城 山 受 水 場	平 1 2 . 4 . 1		
	田 島 受 水 地 点	平 2 2 . 4 . 12		
計			95,313 m ³	73,340 m ³

2 下 水 道

(1) 下水道事業の概要

本市の下水道事業は、昭和27年度事業認可を受け、翌28年より市街地中心部の合流式区域より建設を開始し、昭和38年2月に下水処理場の完成により一部供用を開始した。

また、流域別下水道整備総合計画にともなう利根川上流流域下水道計画により、本市においても流域関連公共下水道事業として昭和57年度に事業認可を受け、同年に利根川西地区より工事に着手した。昭和62年10月に利根川西地区の一部、平成3年4月には利根川東地区の一部を供用開始し、順次整備を進め、供用区域の拡大をしながら現在に至っている。

平成14年度からは、供用後50年を経過した下水道管渠の改築更新事業に着手し、適切な維持管理体制の確立を図るとともに、平成17年度からは、平成16年の下水道法施行令改正に伴う合流式下水道緊急改善事業に着手し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上に取り組んでいる。

また、平成16年12月の市町村合併により、大胡町、宮城村の下水道事業を引き継ぎ、平成21年5月の富士見村合併においても、下水道事業を引き継いでいる。

本市の公共下水道普及率は、令和7年度末現在72.3%となっており、市民32.6万人のうち、23.6万人が下水道を利用できる状況であるが、事業着手より70年以上が経過していることから、施設の改築・更新が必要な時期を迎えている。また、局地的な大雨への対応や地震被災時の下水道機能の確保、減災のための取組を強化する必要も生じている。

施設の改築・更新に対しては、平成28年度に策定した「前橋市下水道ビジョン2016」における、「未来に向け持続可能な下水道」の基本理念のもと、令和元年度に「前橋市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、より合理的かつ効率的な施設管理や修繕・改築計画に沿って事業を進めている。

地震に対しては、平成25年度に「前橋市公共下水道総合地震対策計画」、令和2年度には第2期計画を策定し、施設の重要度や緊急度を勘案して優先順位を設定、計画的に耐震化を進めている。

さらに、令和6年度に「上下水道耐震化計画」を策定し、急所施設や重要施設に接続する上下水道の一体的な耐震化を推進することで、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築を進めている。

ア 計画概要

全 体 計 画		計画年度	面積(ha)	人口(人)	処理量(m ³ /日)	摘 要
	単 独 公 共 下 水 道 (前 橋 処 理 区)	令和33年	1,171.6	52,609	49,274	合流 1,019.6ha
	単 独 公 共 下 水 道 (赤 城 山 大 洞 処 理 区)	—	47.0	1,769	907	換算した観光人口を含む
	流 域 関 連 公 共 下 水 道	令和33年	5,955.3	161,186	64,324	換算した昼間人口を含む
	計		7,173.9	215,564	114,505	

事 業 計 画		計画年度	面積(ha)	人口(人)	処理量(m ³ /日)	摘 要
	単 独 公 共 下 水 道 (前 橋 処 理 区)	令和12年	1,418.4	65,236	58,216	合流 1,019.6ha
	単 独 公 共 下 水 道 (赤 城 山 大 洞 処 理 区)	—	47.0	1,769	907	換算した観光人口を含む
	流 域 関 連 公 共 下 水 道	令和12年	5,512.5	173,856	68,105	換算した昼間人口を含む
	計		6,977.9	240,861	127,228	

イ 施設概要

処 理 施 設	前橋水質浄化センター（処理能力 84,200m ³ /日） 赤城山大洞処理場（処理能力 907m ³ /日）
ポ ン プ 施 設	天川、岩神、南部、駒形、敷島ポンプ場 他 計 10箇所

ウ 現況概要

(令和7年度末現在)

	整備面積(ha)	整備延長(m)	供用面積(ha)	摘 要
単 独 公 共 下 水 道 (前 橋 処 理 区)	1,414.0	359,079.2	1,412.9	合流 1,019.6ha
単 独 公 共 下 水 道 (赤 城 山 大 洞 処 理 区)	47.0	6,667.8	47.0	
流 域 関 連 公 共 下 水 道	4,953.8	1,100,999.3	4,933.1	
計	6,414.8	1,466,746.4	6,393.1	端数処理により合計が合わないことがある。

(2) 公共下水道普及状況

区 分	行政区域内人口 (A)	令和7年度末 処理人口 (B)	普及率 (B/A×100)
下 水 道 普 及 率	326,186 人	235,960 人	72.3 %

(参考) 行政区域内人口に対する汚水処理人口普及率 96.0% ※ 人口には外国人住民を含む。

(下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の汚水処理施設整備人口)

区 分	事 業 計 画	令 和 7 年 度 末	達 成 率
事 業 計 画	令和7年3月(変更)単独公共下水道 令和7年3月(変更)流域関連公共下水道 平成30年7月(変更)特定環境保全公共下水道	—	—
事 業 費	183,437 百万円	134,554 百万円	—
整 備 面 積	6,977.9 ha	6,414.8 ha	91.9 %
供 用 面 積	6,977.9 ha	6,393.1 ha	91.6 %
供 用 人 口	定住人口 238,097 人 (換算人口を含む 240,861 人)	235,960 人	—
公共下水道使用戸数		135,167 戸	—
水洗便所設置戸数		135,145 戸	—
計 画 汚 水 量	126,146 m ³ /日	—	—
一 日 平 均 処 理 量		93,249 m ³	—

(3) 下水道使用料(1か月当たり使用料)

(令和8年4月施行)

用 途 別	基 本 料 金		従 量 料 金	
	基本汚水量	料 金	汚 水 量	料金(1m ³ につき)
一 般 用	8m ³ まで	815円	8m ³ を超え 30m ³ まで	135円
			30m ³ を超え 50m ³ まで	150円
			50m ³ を超え300m ³ まで	155円
			300m ³ を超えるもの	200円
浴 場 業 用	100m ³ まで	4,070円	100m ³ を超えるもの	52円
臨 時 用	—	—	1m ³ につき	237円

※ 使用料の額は、使用期間1か月につき上表に掲げる用途の区分に従い、基本汚水量、汚水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。

(4) 下水道使用料の調定

年 度	件 数	調 定 金 額
令和5年度	713,509 件	3,246,353,275 円
令和6年度	721,516 件	3,244,399,019 円
令和7年度	728,261 件	3,244,884,345 円

(5) 下水道受益者負担金及び公共下水道事業分担金

旧市の下水道事業受益者負担金制度は、市街化区域を対象として都市計画法施行令第10条に基づき、昭和42年12月4日付建設省令第35号で「前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する省令」として制定され、昭和43年度から徴収を開始した。

その後、昭和54年度に都市計画法が改正され、受益者負担金は都道府県・市町村の条例で定めることとなった。(同法第75条)

旧市では新しい負担区の受益者負担金を定めるにあたり、条例を制定するため、昭和55年3月第1回定例市議会で「前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定し、同年3月21日に公布、同年4月1日から施行した。現在、事業認可区域の拡大に伴って第六負担区まで設定されている。

大胡、宮城地区では、大胡地区が平成8年4月1日に、宮城地区が平成8年9月20日にそれぞれ条例を制定し徴収を開始した。大胡地区の負担金は現在第二負担区まで制定されている。

その後、平成16年12月5日市町村合併に伴い「前橋市大胡都市計画及び宮城都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定した。

富士見地区では、平成3年4月1日に条例を制定し徴収を開始した。第五負担区まで制定されていたが、平成21年5月5日の合併に伴い「前橋市富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を平成21年3月30日に制定し、現在第四負担区に変更した。

一方、公共下水道事業分担金制度は、市街化区域に隣接した市街化調整区域を対象として公共下水道事業のうち都市計画事業でないものに要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、平成9年3月第1回定例市議会で「前橋市公共下水道事業分担金条例」を制定し、同年3月31日に公布、平成10年4月1日から施行した。

宮城地区では、「前橋市宮城地区公共下水道事業分担金条例」を制定し、平成18年4月1日から施行した。

富士見地区では、合併に伴い特定環境保全公共下水道事業区域に対し「前橋市富士見地区公共下水道事業分担金条例」を制定し、平成21年3月30日から施行した。

この制度は下水道事業を実施している市町村ではほとんど採用し、その目的である下水道建設事業費の一部負担は、公共下水道を利用できる人が対象となり、負担の公平性を保つとともに建設事業費の貴重な財源の一つになっている。

① 賦課する時期

賦課する時期は、その前年度に下水道に接続できる状態になった土地、建物所在地等を当該年度に公告(告示)し、賦課徴収予定者に申告書を送付している。

② 受益者負担金、分担金の額及び負担区

下水道の整備には長い年月を要するため、全区域を一律の負担金額とすることは、経済情勢や貨幣価値の変動により負担の公平を欠くことになるので下記のとおり受益者負担金の負担区を設けて各負担区ごとに単位負担金額を算出した。

公共下水道事業分担金は、農業振興地域で容易に宅地化されない市街化調整区域を整備対象区域としたので、負担区は設定せず賦課は旧市分担金については、一宅地の下水道取付管1か所につき30万円、宮城地区では一単位につき15万円、富士見地区では13万5千円と300㎡以上の一宅地の場合1㎡/250円加算される。

ア 前橋地区市街化区域の受益者負担金の概要

負 担 区	区域面積	単位負担金額	施行年月日	納付方法及び納期
第 一 負 担 区	1,002ha	91円/㎡	昭43.4.1	<納付方法> 5年分割で1年を4回の納期に分けて納付(20回分割)、一括納付も可能 <納 期> 7月末日、9月末日、11月末日、2月末日
第 二 負 担 区	598ha	227円/㎡	昭55.4.1	
第 三 負 担 区	587ha	302円/㎡	昭62.4.1	
第 四 負 担 区	742ha	363円/㎡	平2.4.1	
第 五 負 担 区	815ha	363円/㎡	平5.4.1	
第 六 負 担 区	541ha	363円/㎡	平7.6.21	

イ 大胡地区の受益者負担金の概要

負 担 区	区域面積	単位負担金額	施行年月日	納付方法及び納期
第 一 負 担 区	75ha	150,000円／単位	平8.4.1	<納付方法> 3年分割で1年を4回の納期で納付（12回分割）、一括納付も可能 <納 期> 7月末日、9月末日、11月末日、2月末日
第 二 負 担 区	152.8ha	170,000円／単位	平13.4.1	

ウ 宮城地区の受益者負担金の概要

負 担 区	区域面積	単位負担金額	施行年月日	納付方法及び納期
第 一 負 担 区	70ha	150,000円／単位	平8.9.20	<納付方法> 5年分割で1年を4回の納期に分けて納付（20回分割）、一括納付も可能 <納 期> 7月末日、9月末日、11月末日、2月末日

エ 富士見地区の受益者負担金の概要

負 担 区	区域面積	単位負担金額 (300㎡までの土地)	施行年月日	納付方法及び納期
第 一 負 担 区	38ha	120,000円	平3.4.1	300㎡を超える土地について、1 ㎡につき220円を乗じた金額を加算
第 二 負 担 区	80ha	135,000円		300㎡を超える土地について、1 ㎡につき250円を乗じた金額を加算 ＜納付方法＞ 5 年分割で 1 年を 4 回の納期に分けて納付（20回分割）、一括納付も可能
第 三 負 担 区	41ha			＜納 期＞ 7 月末日、9 月末日、 11月末日、2 月末日
第 四 負 担 区	123ha			

オ 前橋地区市街化調整区域の公共下水道事業分担金の概要

区 域 面 積	分 担 金 額	施行年月日	納付方法及び納期
1,556.6ha	取付管1か所につき、30万円	平10.4.1	<納付方法> 一括納付であるが、5年分割で1年を4回の納期に分けて納付も可能（20回分割） <納 期> 7月末日、9月末日、11月末日、2月末日

カ 宮城地区の公共下水道事業分担金の概要

区 域	区域面積	単位負担金額	施行年月日	納付方法及び納期
鼻毛石町の一部	62ha	150,000円／単位	平18.4.1	<納付方法> 5年分割で1年を4回の納期に分けて納付（20回分割）、一括納付も可能 <納 期> 7月末日、9月末日、11月末日、2月末日

キ 富士見地区の下水道事業分担金の概要

負 担 区	区域面積	単位負担金額 (300㎡までの土地)	施行年月日	納付方法及び納期
第 一 負 担 区	34ha	120,000円	平21.3.30	300㎡を超える土地について、1㎡につき220円を乗じた金額を加算
第 二 負 担 区	14ha	135,000円		300㎡を超える土地について、1㎡につき250円を乗じた金額を加算 ＜納付方法＞ 5年分割で1年を4回の納期に分けて納付(20回分割)、一括納付も可能 ＜納 期＞ 7月末日、9月末日、11月末日、2月末日

(6) 公共下水道接続工事に対する支援

公共下水道区域内で既存のくみ取り便所または尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する工事に対して支援を行った。

ア 公共下水道接続奨励制度（昭和38年～）

接続工事1件に対し融資額100万円を限度額とし、48か月以内の分割納付（無利子）

年 度	件 数	融資金額
令和5年度	0 件	0 円
令和6年度	1 件	296,000 円
令和7年度	0 件	0 円

イ 公共下水道接続促進補助金（平成22年度～）

供用開始後3年以内の接続工事に対し工事費の一部を補助（3年以内：3万円、1年以内：5万円）

年 度	件 数	補助金額
令和5年度	1 件	50,000 円
令和6年度	2 件	100,000 円
令和7年度	0 件	0 円

(7) 合併処理浄化槽設置費補助事業

公共用水域の水質汚濁防止のため、下水道及びその類似施設の普及していない地域を対象として、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ設置替えをする個人に対して、補助を行った。

＜補助実績＞

（令和7年度）

人 槽	補助基準額	補助基数（基）	補助金額（千円）
5人槽	150千円以内	11	1,650
6・7人槽	170千円以内	7	1,190
8～10人槽	200千円以内	1	200
転換加算	350千円以内※1	19※2	5,350
宅内配管費	200千円以内	19※2	3,800
合 計		19	12,190

※1 転換加算額は、5人槽270千円以内、6・7人槽290千円以内、8～10人槽350千円以内

※2 転換加算及び宅内配管費は各人槽補助基数（19基）の内数

3 農 業 集 落 排 水

(1) 農業集落排水事業の概要

本市の農業集落排水事業は、農村の生産基盤と生活基盤を総合的、一体的に整備するために昭和48年に創設された農村総合整備モデル事業の一工種として前橋東部地区で昭和50年度から整備を開始し、昭和54年度に供用開始しました。

平成22年度の白川東地区農業集落排水処理施設の供用開始により、採択された事業は全て完了し、本市の農業集落排水処理施設は19か所（20処理区）となりました。

ア 農業集落排水事業の概要

（令和7年度末現在）

法適・非適の区分	法適
全体計画人口（人）	43,300
処理区域内人口（人）	27,222
全体計画区域面積（ha）	1,509.9
処理区域内人口密度（人/ha）	18.0
流域下水道等への接続	無し
処理区数	20
処理場数	19

(2) 農業集落排水の処理施設の概要

名 称	所 在 地	施 設 概 要	
小 屋 原 集 落 排 水 処 理 施 設 （前 橋 東 部 地 区）	小屋原町1370-1	昭和53年 3月 昭和54年 9月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式	完成 供用開始 2,600m ² 355.91m ² 3,800人 2,200m ³ /日 長時間ばっ気方式
公 田 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	公田町634	昭和62年 3月 昭和62年 5月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式	完成 供用開始 1,218m ² 85.75m ² 650人 176m ³ /日 土壤被覆接触ばっ気方式
下 増 田 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	下増田町490	平成元年 3月 平成元年 8月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式	完成 供用開始 3,537m ² 158.59m ² 1,060人 287m ³ /日 連続流入間欠ばっ気方式

名 称	所 在 地	施 設 概 要
上 増 田 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	上増田町139	平成 4年 5月 平成 4年11月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 1,941m ² 295.63m ² 1,300人 351m ³ /日 連続流入間欠ばっ気方式
大 室 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	東大室町231-3	平成 6年 9月 平成 6年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 4,800m ² 570.30m ² 2,800人 756m ³ /日 オキシデーションディッチ方式
今 井 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	上増田町1446-1	平成10年10月 平成11年 4月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 4,176m ² 560.93m ² 2,960人 800m ³ /日 オキシデーションディッチ方式
二 之 宮 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	新井町176-1	平成13年10月 平成13年12月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 3,633m ² 399.09m ² 4,840人 1,307m ³ /日 連続流入間欠ばっ気方式
樋 越 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	樋越町775	平成10年 3月 平成10年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 2,558m ² 444.47m ² 2,840人 767m ³ /日 回分式活性汚泥方式
込 皆 戸 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	粕川町込皆戸400-2	平成14年 3月 平成14年 6月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 3,269.1m ² 391.88m ² 2,850人 770m ³ /日 連続流入間欠ばっ気方式
稲 里 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	粕川町新屋110	平成 8年12月 平成 9年 4月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 3,741m ² 226.97m ² 950人 257m ³ /日 流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気方式
新 屋 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	粕川町深津1764-1	平成12年 3月 平成13年 4月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 3,154m ² 469.61m ² 2,180人 589m ³ /日 回分式活性汚泥方式

名 称	所 在 地	施 設 概 要
馬 場 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	馬場町422-8	平成19年11月 平成20年 1月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 1,172㎡ 254.71㎡ 740人 200m ³ /日 連続流入間欠ばっ気方式
荒砥北部地区集落 排 水 処 理 施 設	二之宮町88	平成21年 3月 平成21年 4月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 4,952㎡ 602.9㎡ 6,030人 1,629m ³ /日 オキシデーションディッチ方式
米 野 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	富士見町米野1322	昭和63年 3月 昭和63年 5月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 3,247.57㎡ 218.92㎡ 1,180人 319m ³ /日 土壤被覆型接触循環ばっ気方式
横 引 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	富士見町横室1033	平成元年 3月 平成元年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 1,552㎡ 164.18㎡ 1,380人 373m ³ /日 流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気方式
横引第二地区集落 排 水 処 理 施 設	富士見町横室1033	平成17年 3月 平成18年 4月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 1,425㎡ 135.98㎡ 820人 221m ³ /日 流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気方式
市之木場地区集落排水 処 理 施 設	富士見町引田102	平成 4年 3月 平成 4年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 2,289㎡ 221㎡ 790人 214m ³ /日 連続流入間欠ばっ気方式
石 井 地 区 集 落 排 水 処 理 施 設	富士見町石井262	平成 5年 3月 平成 5年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式 完成 供用開始 1,999㎡ 375.84㎡ 1,020人 276m ³ /日 最初沈殿槽を前置した連続流入間欠ばっ気方式

名 称	所 在 地	施 設 概 要	
富士見東部地区集落排水処理施設	富士見町小暮642	平成11年 3月 平成11年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式	完成 供用開始 5,973m ² 576.62m ² 2,770人 748m ³ /日 オキシデーションディッチ方式
白川東地区集落排水処理施設	富士見町小暮107	平成21年 3月 平成22年10月 敷 地 面 積 建 物 面 積 処理対象人口 処 理 能 力 処 理 方 式	完成 供用開始 3,755.28m ² 548.58m ² 2,340人 632m ³ /日 オキシデーションディッチ方式

(3) 農業集落排水使用料

用 途 別	基 本 料 金		従 量 料 金	
	基本汚水量	料 金	汚 水 量	料金(1m ³ につき)
一 般 用	8m ³ まで	815円	8m ³ を超え 30m ³ まで	135円
			30m ³ を超え 50m ³ まで	150円
			50m ³ を超え300m ³ まで	155円
			300m ³ を超えるもの	200円

※ 使用料の額は、使用期間 1 か月につき上表に掲げる用途の区分に従い、基本汚水量、汚水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。

(4) 農業集落排水使用料の調定

年 度	件 数	調 定 金 額
令和5年度	59,273 件	288,829,247 円
令和6年度	59,844 件	292,950,164 円
令和7年度	60,371 件	288,359,071 円